



※「千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度」は東京2020公認プログラムの認証を取得しています。

審査要領

<少額応募枠（補助申請額100万円未満）>

（千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に基づき審査します。）

1 目的

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度応募事業の審査に関する事項を次のとおり定める。

2 審査方法

(1) 審査は、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）が、審査基準に基づき、提出書類の内容を審査する。

なお、令和3年度新規応募事業と前年度支援事業の区別は行わない。

※必要に応じて、事務局がヒアリングを行う。

(2) 評価項目ごとに審議会の委員（以下「委員」という。）が評価を行う。

(3) 各委員の評価点の合計が一番多い事業から順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了する。

(4) 予算上限に達したときの応募事業について、補助金交付額は予算残額を上限額とする。

3 審査基準

評価項目及び評価の着眼点は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ・運営体制 ・スケジュール ・類似事業実績 ・地域の事業者の巻き込み ・オンライン配信の環境整備内容 	30
2	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費の拠出方法（協賛金収入以外の収益源を確保しているか） ・開催日数、次年度の取組み ・夜間開催を含む将来の継続につながる内容か 	15
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット（ターゲット設定は的確であるか） ・コンセプト ・プロモーション方法、内容（ターゲットに届く効果的なプロモーションとなってい 	10

		るか)	
4	企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性（千葉市ならではか） ・場や空間の魅力を活かしているか ・オンラインの活用等新たな取組み ・将来のナイトタイムエコノミー推進につながる発展性があるか 	10
5	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・消費につながる仕組み ・地域への経済波及効果（開催場所周辺の事業者や店舗へ好影響を与えられるか） ・複数の消費喚起方法 	20
6	魅力的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観整備内容 ・公共性 ・夜間以外の事業開催にあつては、非日常的な演出や景観・環境整備等をしているか 	10
7	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションでの対応など ・提案全般の魅力についての評価 	15
8	特別評価	(1) 新型コロナウイルス感染症対策を取り入れたイベントのモデルケースとなりうる事業	+20
		(2) 千葉市内及び近隣の大規模イベントと連動した事業 (例) ・東京2020オリンピック競技大会開会式【7/23(金)】から、東京2020パラリンピック競技大会閉会式【9/5(日)】までに実施される事業 ・MICEに関連した事業 ・幕張メッセ等で開催される国際イベントに連動した事業など	+10
		(3) 「二次交通の整備」を取り入れた事業	+5
合計			145

4 審査方法

- (1) 委員は、第3項における審査基準に基づいて審査をし、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
 - ア 「実現性」「継続性」の項目の合計点が高いこと。
 - イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 「実現性」または「継続性」の項目において、全委員中少なくとも1人以上の委員における評

価で4割以下の評価となった場合。

イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合。

ウ その他、事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合。

- (5) 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日より2週間以内に経済企画課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申込者が提出した事業計画における、各評価項目の合計点を開示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この要領は令和3年4月21日から施行する。